

日本化学エネルギー産業労働組合連合会

(J E C 連合)

令和 2 年度税制改正要望

2019 年 10 月

I. 共通事項

1. 地球温暖化対策のための税の廃止 化学 セメント

電源構成の約 8 割は依然として化石燃料が占めており大きく依存する状況に変わりありません。このため炭素課税に上乘せする形で国民全体に追加的負担を求める温暖化対策税は、産業の持続的発展のみならず国民経済の成長を阻害していますので、廃止を含めた抜本の見直しを求めます。

2-1. 石油化学製品製造用原料ナフサ等に係る石油石炭税の還付制度の本則非課税化 石油 化学 塗料

諸外国においては、原料用途の石油・石炭・揮発油については非課税措置が講じられています。課税条件の国際的なイコールフットィングを確保することで、産業の空洞化の回避や国際競争力の維持を図る目的から、「輸入ならびに国産石油化学製品製造用揮発油に係る石油石炭税の還付措置」については、租税特例措置による“適用期限を当分の間延長し、適用期限の定めのない措置”ではなく、本則非課税化とすることを求めます。

2-2. 輸入特定石炭に係る石油石炭税の免税措置の本則非課税化 セメント

セメント製造用自家発電に供する輸入特定石炭については、輸入ナフサ等に係る石油石炭税の免税措置が、“政策税制措置による安定的な設備投資の支援や我が国産業の国際競争力の確保という観点から、その適応期限を当面の間延長し、適用期限の定めのない措置”とされたことを踏まえて同様の措置となっていますが、課税条件の国際的なイコールフットィングの確保の為、本則非課税となるよう見直しを求めます。

3. 研究開発税制の拡充 化学 塗料 医薬化粧品

創薬ならびに機能性化学品等の革新素材の開発には多額の研究開発投資が求められますので、引き続き研究開発税制の拡充による支援の拡充を求めます。

具体的には、一般試験研究費（総額型）における控除上限の緩和、繰越控除制度の復活、特別試験研究費（オープンイノベーション型）の対象費用の追加、控除枠の拡大といった要件見直しと申請手続きの簡素化を求めます。

4-1. 減耗控除制度（探鉱準備金及び海外探鉱準備金制度並びに新鉱床探鉱費及び海岸新鉱床探鉱費の特別控除）の恒久化 石油 セメント

石油・天然ガスおよび石灰石の安定供給確保において、埋蔵資源は採掘により一定期間で枯渇するため次期探鉱投資の準備が必要です。このため減耗控除制度については来年3月末をもって適用期限を迎えることから安定供給を確保するために不可欠な制度ですので恒久化を要望します。

4-2. 海外投資等損失準備金制度の恒久化 石油 セメント

同じく、石油・天然ガスおよび石灰石の安定供給確保のため、開発途上地域への投資意欲は依然活発ですが、これらの地域は国内情勢の不安、為替リスク等の投資リスクをはらんでいるため、海外投資等損失準備金制度についても恒久化を求めます。

5. 生産性向上のための設備投資の対する税制の整備 化学 塗料

生産革新と情報連携に関する設備投資の促進策としてコネクテッド・インダストリーズ税制が創設されましたが、これにとどまらず平成28度に廃止された生産性向上促進税制の復活と、老朽化設備の更新や安全衛生対策を含む設備投資全般に対する税制上の優遇措置の整備を求めます。

また、中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制、地域未来投資促進税制といった企業規模や地域要件を定めた上での設備投資の促進を図る制度については引き続き支援の継続を求めます。

Ⅱ. 石油部会（石油産業）

1. 課税済み原油等から精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の延長

平成26年度に導入された「非製品ガス」に係る石油石炭税の還付制度は、来年3月末で適用期限を迎えます。今後も石油製品需要の減少傾向は継続することが見込まれる中、事業再編等の経営基盤強化が求められていることから、還付制度適用期限の延長を求めます。

2. ガソリン税・軽油引取り税の本則税率上乘せ分の廃止を含む石油諸税の抜本の見直し、自動車用燃料の税負担の公平化

道路整備に必要な財源を確保するために暫定税率として本則税率に上乗せされた分は、平成 21 年のガソリン税等の一般財源化により、課税根拠を喪失していることから、ガソリン税・軽油引取り税の本則上乗せ分の廃止を含む石油諸税の抜本的見直しを求めます。また、自動車燃料間の公平な税負担の観点から、課税対象となっていないCNG（圧縮天然ガス）車やEV（電気自動車）への燃料課税を求めます。

3. 自動車燃料として使用するバイオ ETBE に係る輸入関税無税制度の適用期限の延長

ガソリンにバイオエタノールを原料として生産されたバイオ ETBE を混合利用するにあたっては、バイオエタノール及びバイオ ETBE に十分な経済性を持たせることが重要なことから、自動車燃料として使用するバイオ ETBE に係る輸入関税無税制度の適用期限の延長を求めます。

4. 石油精製工程で生産される石油化学用軽質炭化水素（C3・C4 等）に係る石油石炭税還付制度の創設

今後、石油化学原料としての使用の増加が見込まれる C3・C4 等の軽質炭化水素等については、石油石炭税が課された原油を処理して生産される国産品と、石油化学用として石油石炭税が免税された輸入ナフサ等から生産されるものとの間で税負担に違いが生じていることから、石油化学用国産ナフサ等に係る扱いと同様に石油石炭税の還付制度の創設を求めます。

5. Tax on Tax の排除

ガソリン税等の一般財源化により、消費税と石油諸税との調整できない理由はすでに解消しています。また、消費者負担の軽減の観点からも、消費税と石油諸税の適切な調整措置、即ち Tax on Tax の排除を求めます。

Ⅲ. 化学部会（化学産業）

1. 苛性ソーダ製造のための自活電用石灰石に係る石油石炭税の軽減措置の延長

苛性ソーダ製造業において製造用電力の自家発電に利用される輸入石炭ならびに、平成

29 年度税制改正において新たに対象となりました、原油、石油製品及びガス状炭化水素に対する温暖化対策のための課税の特例について、来年 3 月 31 日をもって適用期限を迎えますので、改めて再度の継続を求めます。

Ⅳ. 医薬化粧品部会（製薬産業）

1. セルフメディケーション税制の拡充・恒久化

自らの健康は自らで管理するという意識を啓発するとともにセルフケアの推進に向けてセルフメディケーション税制の拡充することを求めます。具体的には、税制対象商品の要指導・一般用医薬品全般への拡大、適用下限額を撤廃といった見直の上で、恒久化することを要望します。

Ⅴ. セメント部会（セメント産業）

1. セメント製造、生コンクリート製造、石灰石掘採業に係る、軽油引取税の課税免除措置の恒久化

セメント製品製造業の事業場内において、①セメント製品またはその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源用途軽油ならびに、②生コンクリート製造業の事業場内において骨材の積卸しのために使用するフォークリフト、③その他これに類する機械の動力源用途の軽油、また④鉱物の掘採事業を営む者の事業場内において専ら石灰席の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油については、軽油引取税の減免措置が令和 3 年 3 月 31 日までの時限措置となっていますので、現行制度の恒久化を求めます。

以上